（免許申請書の添付書類）

第一条の二　法第百五十六条の二十四第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～四　略］

五　役員が法第八十二条第二項第三号イ、ロ若しくはホ又は第百五十六条の三十一第一項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

［六～十五　略］

2　［略］

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第三条の四　法第百五十六条の三十一第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（報告又は資料の提出）

第三条の五　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（公認会計士等登録規則の一部改正）

第三条　公認会計士等登録規則（昭和四十二年大蔵省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（開業登録の申請手続）	（開業登録の申請手続）
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
2　前項の開業登録申請書には、次の各号に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。	2　［同上］
［一～七　略］	［一～七　同上］
八　法第四条第四号の規定に該当しない旨の官公署の証明書	八　法第四条第一号（民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項において成年被後見人とみなされる者及び同条第二項において被保佐人とみなされる者並びに民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第百五十一号）附則第三条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）及び第四号の規定に該当しない旨の官公署の証明書
九　［略］	九　［同上］
十　法第十八条の二第二号に該当するかどうかを審査するために協会が必要と認める書類	［号を加える。］
十一　［略］	十　［同上］
（登録の抹消に関する届出手続）	（登録のまつ消に関する届出手続）
第七条　公認会計士等が法第二十一条第一項各号のいずれか又は法第十六条の二第五項第二号に該当するに至つたとき（法第四条第六号に該当するときを除く。）は、本人又はその法定代理人、相続人若しくは同居の親族は、遅滞なく、その旨を記載した様式第七号による公認会計士等の登録の抹消に関する届出書を協会に提出しなければならない。	**第七条**　公認会計士等が法第二十一条第一号から第三号まで又は法第十六条の二第五項第二号に該当するに至つたとき（法第四条第六号に該当するときを除く。）は、本人、法定代理人又は相続人は、遅滞なく、その旨を記載した様式第七号による公認会計士等の登録のまつ消に関する届出書を協会に提出しなければならない。

（免許申請書の添付書類）

第一条の二　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百五十六条の二十四第三項に規定する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

［一～四　同上］

五　役員が法第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

［六～十五　同上］

2　［同上］

［条を加える。］

（報告又は資料の提出）

第三条の四　［同上］